



第7回県労委調査は悪質社労士糾弾など 闘争の成果や支援の広がりで会社を圧倒！

神奈川県南支部三昭運輸分会は4月24日17時から神奈川県労働委員会での不当労働行為救済申立・第7回調査に臨みました。組合側は分会全員と腕章を持参した仲間が「腕章」を着用し、たたかう意思を強調しました。

一方、会社側は相変わらず社長が欠席しただけでなく竹内社労士の姿もありませんでした。



県労働委員会の組合側控室に集合した参加者

調査では、組合側の小池弁護士が第6準備書面の趣旨説明を行うなかで「労組法が団体交渉で使用者側に求めているのは、竹内社労士氏らが言う単なる説明義務ではなく誠実に団体交渉を行って合意形成をはかる努力義務である」と理論展開し、会社側の主張の誤りを指摘。また、4月19日に「衆議院厚生労働委員会」で共産党の高橋千鶴子衆議院議員が「働き方改革に関わってT氏（竹内社労士）が組合対策として5日間の計画的な年休付与義務の悪用をホームページで企業に指南」していることを追及して監督官庁である厚生労働省には毅然とした対応を求めたことを紹介すると同時に社労士の団体交渉への関与に世論の厳しい変化があることも指摘しました。

つづいて伊藤県本部委員長が、労働委員会に提出した上申書の説明を行い、未解決の15年年末・17年夏期・18年夏期一時金と、石川組合員の処遇、計画年休を議題に三者委員立会による団体交渉の開催を求めました。労働委員会はこれを了承し会社が要望した「労使双方5名の出席」を含め6月25日(火)16時からの立会団交開催が決定し、労働委員会から労側22項目、使側16項目の求釈明が求められました。最後に次回期日を審問室で調整し、7月11日15時開会と決定して審問を終了しました。

参加者は組合側控え室に戻り「早期に勝利命令を勝ち取って健全な労使関係を構築するための闘争方向」などを意思統一して第7回期日の行動を終えました。

なお、当日の組合側参加者は神奈川労連山田事務局長、湘南労連（澤口議長、塚本事務局長、高橋幸夫さん）、年金者組合藤沢支部（矢野和男さん、大内ぬみさん）、全国一般湘南地区協（宮田辰郎さん）、JAL 争議団（平井洋子さん）、建交労からは東京都本部（遠藤書記長）、県本部（伊藤委員長、高橋書記長）、神奈川県南支部＝敬称略（佐藤、大島、金崎、益山、小島、杉本、勝井、須田）と三昭運輸分会11名、それと小池弁護士の総勢31名でした。（文責＝清野分会長）

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、厳重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

住 所

団体名

㊞

代表者

㊞

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部

〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、厳重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

名 前	住 所	サイン

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部

〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。